

■養成所ニュースプラス第9号 2025□■

20日は参議院議員選挙の投票日です。2013（平成25）年に公職選挙法が改正され、成年被後見人の選挙権が回復し投票できるようになりました。それ以降、重度知的障害のある方の支援現場でも様々な投票支援が行なわれています。皆さんが働く施設では、どのように取り組んでいますか。

Plus Quizは「福祉サービスの組織と経営」から「育児・介護休業法」について取りあげます。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第36回問題125】「育児・介護休業法」に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 子の養育及び家族の介護を容易にするため、所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めている。
2. 育児休業とは、産後8週までの女性に対し、使用者が休業を与えるものである。
3. 対象家族に無職かつ健康な同居者がいる場合は、介護休業を取得することができない。
4. 期間を定めて雇用される者は、雇用の期間にかかわらず介護休業を取得することができない。
5. 対象家族一人について、介護休業を分割して取得することはできない。

（注）「育児・介護休業法」とは、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(36-37期生)教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

・(第36-37期生)今夏のスクーリングの日程及び会場のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1547910&c=3246&d=99c7>

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第38回国家試験は、令和8年2月1日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1547911&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1547912&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」をwebにて公開しています。

アクセスするためのURLやパスワード等のお知らせは、養成所ニュースプラス第6号配信時にPDFデータを添付しておりますので、確認のうえぜひ受講してください。

URLはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1547913&c=3246&d=99c7>

※2本目以降の動画も順次公開してまいります。今しばらくお待ちください。

■Plus Info・・・・・・・・

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1547914&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1547915&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

【受験対策ミニ講座第6回／知識を定着させるための工夫1】

「勉強したそばから忘れてしまい困っています。」毎年、多くの皆さんから聞きます。今回は、池谷裕二著「受験脳の作り方」（新潮文庫、2011年）を参考に情報の記憶についてお伝えします。

インプットした知識を定着させるためには、情報を短期記憶から長期記憶に送る必要があります。長期記憶に送るときに、情報の仕分けをしているのが「海馬」です。仕分けでは「生命の存続に役立つか」が優先されるようで、皆さんが覚えようとする知識のほとんどは、生きていくのに不可欠とはいえ、長期記憶に送ってもらいづらい情報になります。忘れるのも仕方がないと言えます。

池谷は「海馬」を騙すことこそが効果的な勉強法だと言います。私たちが忘れたと思っていても、潜在的な痕跡は脳に残っているようで、この痕跡が覚えることを助け、忘れにくくするそうです。忘れてしまっても、必要ならまた覚え直せばよく、繰り返し覚え直すことでそのしつこさに海馬は勘違いし、長期記憶に情報を仕分けると言います。

池谷は、「海馬」を騙すには、繰り返し復習することだと言います。復習は、潜在的な痕跡の保存期間である1か月以内に行うこと、また、復習効果は同じものに取り組むことで高められるので、参考書や問題集はあれこれ変えない方がよいこと、そして、脳は入力よりも出力を重要視するので、これを活かすには、問題集を何度も解くような復習方法が効果的であることを強調しています。

翌日に前日にやった過去問をもう一度やり、そして、週末に1週間分の過去問に再度取り組むという勉強法も脳科学の道理に適っているということですね。今回は、再び知識を定着させるための工夫についてお伝えします。

【Plus Quiz 正答と解説】

国家試験の出題基準には、出題基準になくても、社会福祉士として習得すべき事項については、出題することができる場合があります。例えば、出題基準公表後に重大な法の変更があった場合です。また、科目別出題基準表の内容以外でも、法律、政省令等に規定されている事項、厚生労働白書などの公刊物に記載されている事項などからも出題されます。社会ニーズに対応するために、新たに制定される法令や度々改正されている法令には、注視する必要があります。

「育児・介護休業法」も、度々の改正があり、直近の2024（令和6）年改正では、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするための方策が、本年4月と10月に段階的に施行されます。皆さんの職場でも説明があったのではないのでしょうか。

育児休業取得率が増加したものの、介護休業の取得者は依然少なく、「ビジネスケアラー」「ワーキングケアラー」も取り上げられるようになってきました。従業員一人一人が抱える介護の問題は、その個人だけでなく、企業活動の継続にも大きなリスクを生じさせます。介護離職を回避する仕事と介護の両立支援は喫緊の課題です。

1. ○「育児・介護休業法」では、「子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定める」と規定しています。
2. ×選択肢は産後休業の説明です。育児休業は、労働基準法で規定されている産前産後休業の後、原則1歳未満の子どもを養育するための休業保障です。要件に該当すれば、最大2歳まで延長が可能です。
3. ×介護休業に選択肢のような要件はありません。介護休業は、要介護状態の家族が対象で、その範囲は、事実婚を含む配偶者、父母、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫です。
4. ×期間を定めて雇用される者は、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6ヶ月を経過する日まで

に、労働契約期間が満了することが明らかでなければ、介護休業の申し出ができません。

5. ×介護休業は分割できます。対象家族1人につき通算93日まで3回を上限として、分割取得をすることができます。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus